

やわたはまフォトコンテスト2026

インスタの部 実施要領

●応募部門

題 材：自由

●応募作品

- 応募作品は自作で未発表のもの（個人のSNSでアップしたものは可）に限ります。
また、他のコンテスト等に応募中・応募予定のものは応募できません。
- 投稿された写真の著作権は、投稿者に帰属します。ただし、八幡浜市および八幡浜市観光物産協会が実施する事業への使用については、投稿者に対して事前に許可を得ることなく無償で使用する権利を有するものとします。
- 人物の写った作品については、応募者は責任を持って被写体本人又は保護者に確認を行い、肖像権について承諾を得てください。（第三者と紛争等が生じた場合は、応募者が対処するものとします）
- 応募作品は次の条件を満たすこととします。
 - ・単写真のみ（組写真は不可）
 - ・令和8年1月1日以降に撮影された作品
- 投稿した写真は一般の部にも応募できますが、**インスタの部で受賞した場合は一般写真の部は審査対象外となり、一般の部で受賞した場合はインスタの部は審査対象外となります。**

●応募方法

- ①Instagramの公式アプリをインストール
- ②八幡浜市のアカウント「yawatahama_ch」をフォロー
- ③写真に下記内容を記載し、Instagramに投稿
 - ・撮影場所 例：みなと
 - ・撮影日
 - ・ハッシュタグ「#八ちゃんねる」

●応募数

1アカウントにつき何点でも応募できます。

●応募期間・結果発表

- 毎月5作品を受賞作品に選定し、うち3作品を「広報やわたはま」の裏表紙「インスタ de フォトコン」で発表します。
- 受賞者には、八幡浜市観光物産協会の会員企業の商品をお送りします。
- ※受賞者には、ダイレクトメッセージにて連絡させていただきます。連絡から7日経過しても返信がない場合、無効となりますのでご注意ください。

インスタ de フォトコン	応募期間	結果発表
(広報 4月号)	3月中	広 報 発 送 日
(広報 5月号)	4月中	
(広報 6月号)	5月中	
(広報 7月号)	6月中	
(広報 8月号)	7月中	
(広報 9月号)	8月中	
(広報10月号)	9月中	
(広報11月号)	10月中	
(広報12月号)	11月中	
(広報 1月号)	12月中	
(広報 2月号)	1月中	
(広報 3月号)	2月中	

●審査者

○八幡浜市観光物産協会 ○八幡浜市政策推進課シティプロモーション係

●主催・協力等

○主催 八幡浜市観光物産協会 ○協力 八幡浜市

●問い合わせ先

八幡浜市観光物産協会（商工観光課内）TEL 0894-22-3101 FAX 0894-24-6180
Mail syokokanko@city.yawatahama.ehime.jp